



百科



笑は問い合わせ先です

特別障害者手当と
障害児福祉手当

1、手当の種類
特別障害者手当
精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。
障害児福祉手当
精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

10月15日～21日は
秋の行政相談週間

悩みや苦情はまず相談を
行政相談は、国をはじめ県や市などの行政機関、金融公庫、道路公団、NTT、JRなどの仕事について、皆様が持っている苦情、意見、要望などの相談に応じて、その解決や実現のお手伝いをするものです。
行政相談委員は、いつでも自宅や皆様の相談に応じていますが、期間中は行政相談所を開設いたします。相談は無料で、秘密は守ります。
〔特設会場〕
日時 10月19日(金)
13時30分～15時30分
場所 白石市小原公民館

司法書士
無料法律相談

日時 10月13日(土)
10時～15時
会場 柴田町サンコア
大河原町オーガ
相談内容 相続・贈与・売買などに関する登記手続き、金銭貸借、借地借家など
問宮城県司法書士会仙南支部
小畑恭雄 ☎26・2892

10月は行政書士制度強調月間
行政書士無料相談

官公署に提出する書類の作成手続きなどでお困りの方、気軽にお出かけください。
日時 10月6日(土)
9時30分～15時30分
会場 柴田町サンコア
当日は無料電話相談(☎090・3648・3917)も行っていきます。
問宮城県行政書士会仙南支部
太田常治 ☎24・3303

介護
保険料
質問箱

65歳以上の方の介護保険料
平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、介護保険制度の円滑な実施のため、介護保険料が本来の額の半分に減額されていました。
今年10月から本来の保険料額の納付が始まります。
Q 介護保険料の納め方にはどのような方法がありますか？
A 65歳以上の方の介護保険料の納め方には、年金からの天引き(特別徴収)と、口座振替または納付書による納付(普通徴収)があります。

年金からの天引きによる納付(特別徴収)
年齢・退職年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の支給を受けている方が対象になります。年金の支給月(2月・4月・6月・8月・10月・12月)ごとに、2カ月分の介護保険料が天引きされます。
ただし、年度途中で65歳になられた方は、保険料が年金から天引きされるのは翌年度10月からはじめられます。それまでは普通徴収になります。
口座振替または納付書による納付(普通徴収)
納期(4月・5月・6月・8月・10月・11月・12月・2月)ごとに、口座振替または納付書により指定の金融機関に納めていただくことになります。
問 税務課 介護保険料係
☎22・1313

今月は児童手当の
支給月です

今月は、平成13年6月分から9月分までの4カ月分の児童手当が振り込みになります。今月の5日以降、該当する金融機関で受け取ってください。
*振り込まれていない場合は、市民課総務係(☎22・1312)へご連絡ください。

宮城県最低賃金

県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される宮城県最低賃金が、次のとおり改正されました。
日額 4,932円
時間額 617円
平成13年10月1日発効
宮城労働局・各労働基準監督署

公平に納税しましょう

皆さんから納めていただく市税は、道路、公園、建物などの公共施設をはじめ、福祉、文化、教育、環境などの整備に欠かせない貴重な財源です。
しかし、近年、税の納入が滞っている方がおり、きちんと納税されている方と税の不公平が生じています。貴重な市の財源を確保し、市政を円滑に運営するためには、市民の皆さんが税金を公平に納めることが大切です。

納入の滞っている方については、市の滞納整理対策本部員である部課長などが近日常に訪問し、納付の相談をさせていただきます。
皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

市税・国民健康保険税などの納付は便利な口座振替を！

市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料は、市内の金融機関および郵便局より口座振替で納めることができます。
納め忘れの防止にぜひ、ご利用ください！

*取扱金融機関
七十七銀行、宮城労働金庫、



年金は高齢
社会の「必需品」

老齢基礎年金の支給が開始される65歳の平均余命は男性で約17年、女性で約22年となっています。
ますます長くなる老後の生活に年金はなくてはならない存在です。

老齢基礎年金
月額(満額) 67,016円
障害基礎年金
月額(1級) 83,775円
(2級) 67,016円
遺族基礎年金
月額(一人) 86,300円
* 障害・遺族基礎年金額は、18歳未満のお子さんの数により加算されます。

保険料の免除申請はお早め！

年金を受給するためには一定の要件があります。大変だからといってそのままにすると、受給できなくなることもあります。保険料の納付が困難な場合には申請免除制度がありますので、ご相談ください。
前年度に申請された方も含めて、今月中に申請をしませんと4月分からの適用ができなくなりますので、お急ぎください。

問市民課国民年金係
☎22・1312

国保
Q&A

Q 10月に社会保険に加入しましたが、国保税はどのようになるのでしょうか。
A 社会保険に加入した場合は、社会保険証、国民健康保険証および印鑑を持参のうえ、市役所(市民課)への届け出が必要になります。
10月から社会保険に加入した場合の国保税は、届け出をいただいた後に、9月分までの国保税を月割で計算し直すこととなりますので、10月納期分は、納期限までに納めていた

Q 10月に社会保険に加入しましたが、国保税はどのようになるのでしょうか。
A 社会保険に加入した場合は、社会保険証、国民健康保険証および印鑑を持参のうえ、市役所(市民課)への届け出が必要になります。
10月から社会保険に加入した場合の国保税は、届け出をいただいた後に、9月分までの国保税を月割で計算し直すこととなりますので、10月納期分は、納期限までに納めていた

そこが知りたい老人保健

Q 入院した際、自己負担額が安くなる制度はないでしょうか。
A 住民税非課税世帯などの方が入院した場合、申請により一部負担金(医療費の自己負担金)と標準負担額(食事療養費の自己負担金)が減額されます。
減額を受けるには市保険課で交付する「認定証」が必要です。
なお、認定日(減額が該当する日)は、申請いただいた月の初日になりますので、該当する方は申請ください。

《認定申請に必要なもの》
・老人医療受給者証
・保険証
・印鑑
問 保険課老人保健係
☎22・1361

一部負担額の上限について

対象	入院時一部負担金 (1カ月の上限)	入院時食事一部負担金 (1日当たりの負担額)
一般の方	37,200円	780円
住民税非課税世帯の方	24,600円	・90日までの入院 650円 ・90日を超える入院 500円 (過去12カ月に)